

在任特例（合併特例法第7条）の意義について

釧路地域4市町合併協議会 共通委員 駒込 政彦

釧路地域4市町の合併において、合併特例法第7条の在任特例制度を活用する意義としては、次のようなことが考えられる。

合併後の新市は広大な行政面積を有することとなるが、議員数が激減することにより各地域の声が行政に届きにくくなり、市政に反映されないのではないかと住民の不安が存在することは否定できない。このため、早急に新市の一体感が醸成され、新市政への移行が円滑に進められるよう、合併後一定期間は、従前どおり現職議員が新市議会の場で地域住民の声を市政に反映させることができる激変緩和措置をとることが望ましいといえる。

合併後の新市の運営が円滑に進められ、かつ、合併効果をより確実なものとするためには、新市建設計画の適切な実施が重要となるが、そのためには、合併協議の時期から新市建設計画の策定に関わり同計画を熟知している現職議員が、合併後一定の期間在任し、同計画の執行状況を確認していくことが、新市建設計画の実効性をより高めていく上で望ましいといえる。

合併前後の過渡期の予算編成などの議論を通じ、新市建設計画では対応できない様々な問題について、合併協議の内容を熟知している現職議員が、地域の立場からの意見や住民の声というものを市政に反映させていくことが、在任特例期間中の議員の役割の大きなものの一つであるのではないかと考えられる。

なお、新設合併における議員の在任特例期間については、合併特例法制定当初は最大1年までとされていたが、市町村建設計画の円滑な実施のためには、合併後少なくとも2会計年度が必要ではないかとの議論から、平成7年の特例法改正により、合併後2年以内の期間に延長された経緯があるところである。

いずれにしても、議員の在任期間については、地域事情を総合的に勘案の上、合併後最大2年の範囲内で、当該地域の自主的な合併に必要な期間を設けていただくこととなるが、各議員におかれては、在任期間の長短にかかわらず、新市における住民生活の安定とまちづくりの推進に向けた役割を果たすことが求められることとなる。